

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第57期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	亀田製菓株式会社
【英訳名】	KAMEDA SEIKA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中通泰
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
【電話番号】	(025)382-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 小林章
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
【電話番号】	(025)382-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 小林章
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第3四半期 連結累計期間	第57期 第3四半期 連結累計期間	第56期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高(千円)	59,665,655	68,712,161	81,323,584
経常利益(千円)	2,472,880	2,440,165	4,294,024
四半期(当期)純利益(千円)	1,774,746	1,689,367	2,842,245
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,969,545	2,939,663	3,767,355
純資産額(千円)	32,124,681	36,487,513	34,328,531
総資産額(千円)	59,463,013	67,801,121	64,664,265
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	84.16	80.11	134.78
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)			
自己資本比率(%)	53.5	53.0	51.9

回次	第56期 第3四半期連結 会計期間	第57期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	67.69	49.54

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、以下のとおりであります。

(主要な関係会社の異動)

当第3四半期連結累計期間において、THIEN HA KAMEDA, JSC.を設立したため、持分法適用関連会社を含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円安による輸出関連企業の収益改善や株高による高額商品の消費拡大など、景況感は緩やかに改善しつつありますが、食品業界においては、消費者の節約志向が依然として根強く、価格競争は継続し、厳しい経営環境となりました。

このような状況下、当グループは平成24年度からの3ヵ年中期経営計画において、「グローバル・フード・カンパニー」の実現を目指し、「国内米菓事業の収益基盤強化」「国内新規マーケットの創出」及び「海外展開の加速」の3つを経営の重点課題として取り組んでまいりました。これらの実現に向け、アジア市場への取り組み強化の一環としてベトナムに持分法適用関連会社THIEN HA KAMEDA, JSC.を平成25年6月に設立し、現地向け米菓（商品名「YORI」）の製造販売を開始しました。

国内米菓市場が前年並みに推移している中で、当グループは、ブランド価値の維持・向上の観点から価格競争とは一線を画し、ブランドの強化に努め、きめ細かい販売活動が功を奏し、売上高が前年同期を大きく上回りました。

特に、「亀田の柿の種」「ハッピーターン」ブランドは、テレビCMや積極的な販売活動に取り組みました。「亀田の柿の種」ブランドにおいては、レギュラーの味に加え、わさび、梅しそ、柚子こしょうの4品が好調に推移し、「ハッピーターン」ブランドは、チョコ味の入った4種のアソート商品「ハッピーターンパーティー」を期間限定販売するなどラインアップを拡大し、前年同期を上回りました。さらに、「亀田のまがりせんべい」「手塩屋」ブランドも好調に推移しました。

また、新しい売り場の拡大として、ドラッグストアに加え、「ハッピーターン」のコンセプトショップ「HAPPY Turn's」が、東京スカイツリー商業施設「東京ソラマチ」に期間限定で出店し、お客様に高いご支持を受けたことや、百貨店を中心に展開する柿の種専門店「かきたねキッチン」を3店舗新規出店したことも増収の要因となりました。

海外においては、米国で急成長しているグルテン・フリー市場に対応するため、KAMEDA USA, INC.が販売している米国向け柿の種（現地名「Kameda Crisps」）をグルテン・フリー化しました。タイのKAMEDA-STC CO., LTD.は、販売代理店契約先であるDKSHグループと現地向け「KAMEDA」ブランドのライススナック（商品名「OKOME」）の販売を開始し、市場拡大に取り組みしました。

さらに、平成24年12月に米国のMary's Gone Crackers, Inc.を、平成25年1月に尾西食品株式会社をそれぞれ連結子会社化したことも貢献しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は前年同期比15.2%増の68,712百万円となりました。

利益面については、円安によるピーナッツなどの原材料費及び光熱費の上昇があったものの、原価改善などコスト削減に努めた結果、売上原価率は前年同期比0.2ポイント低下しました。しかしながら、販売促進費や新規連結子会社2社によるのれん等償却負担などの増加により、売上高に対する販売費及び一般管理費が1.2ポイント上昇し、営業利益は前年同期比22.3%減の1,482百万円となりました。経常利益は、持分法による投資利益が増加したものの前年同期比1.3%減の2,440百万円、四半期純利益は前年同期比4.8%減の1,689百万円となりました。

(2) 財政状態

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は22,782百万円となり、前連結会計年度末に比べ227百万円減少しました。これは主に「受取手形及び売掛金」が1,253百万円、「商品及び製品」が222百万円、「その他」が206百万円それぞれ増加した一方、「現金及び預金」が2,043百万円減少したことによるものであります。固定資産は45,018百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,364百万円増加しました。これは主に有形固定資産の「建物及び構築物」が711百万円、有形固定資産の「その他」が2,013百万円、投資その他の資産の「その他」が888百万円それぞれ増加した一方、有形固定資産の「機械装置及び運搬具」が412百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、67,801百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,136百万円増加しました。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は20,418百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,358百万円増加しました。これは主に「電子記録債務」が2,958百万円、「その他」が1,446百万円それぞれ増加した一方、「支払手形及び買掛金」が1,666百万円、「未払法人税等」が476百万円それぞれ減少したことによるものであります。固定負債は10,895百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,380百万円減少しました。これは主に「長期借入金」が1,132百万円、「退職給付引当金」が502百万円それぞれ減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、31,313百万円となり、前連結会計年度末に比べ977百万円増加しました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は36,487百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,158百万円増加しました。これは主に「利益剰余金」が1,162百万円、「為替換算調整勘定」が900百万円それぞれ増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は53.0%（前連結会計年度末は51.9%）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、お得意先様、従業員、地域社会などとの共存・共栄をはかり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。一方で、当社の株主のあり方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきものと考えています。

しかしながら、実際に資本市場で発生する株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値及び株主に対して不適當なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの関係の悪化をもたらすおそれのあるものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないと考えられるものがあると認識しております。

当社は、このような当社の企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益に反する恐れのある大規模の買付行為や買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適當ではないと考えます。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

企業価値向上への取り組み

当社は、平成24年度から平成26年度までの当社グループの3ヵ年中期経営計画を策定し、米菓事業を中心とした「グローバル・フード・カンパニー」を目指し、「国内米菓事業の収益基盤強化」「国内新規マーケットの創出」及び「海外展開の加速」の3つを経営の重点課題と位置付けております。これらの経営改革を実行するためにM&Aの活用も視野に入れながら、グループが連携して取り組むことにより、企業価値の一層の向上に努めていくことといたしました。

コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値向上の取り組み

1) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスの考え方は、昭和32年の設立時に制定された社是、経営理念ならびに経営基本方針を基本としております。

(社是)

製菓展道立己

(経営理念)

1. 会社にまつわるすべての者の要望に応える

1. 会社の永劫の存続をはかる

(経営基本方針)

1. 民主経営で行く

1. 会社を私物化しない

1. 計画経営に徹する

これらの考え方に基づき、当社は創業以来一貫して現代企業のあるべき経営の姿を志向し、ステークホルダーとの関係を尊重し、社会の要請に応えることで事業の発展と企業価値の向上に取り組んでまいりました。

また、当社の社会的責任は、食品企業としてお客様に安全・安心でおいしい商品を召しあがっていただくことにあります。当社はこの責任を果たすため次のグループ行動規範を制定し、役員・従業員の職務の遂行における判断基準として周知・徹底をはかっております。

亀田製菓グループ行動規範

1. お客様に「健康」「おいしさ」「感動」をお届けすることを使命とします。
2. 良き企業市民として、地球環境の保護に取り組むとともに地域社会への貢献と調和をはかります。
3. 事業活動において、法令・ルール・社内規程・規則などを遵守し、適正に業務を遂行します。
4. 人権を尊重し、差別やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントは行いません。
5. 計画的な業務を遂行し、民主的な意思決定を遵守します。
6. 公私の区別を守り、自らの行動を律するとともに会社の利益を守ります。
7. 情報を適正に管理してインサイダー取引を防止するとともに、必要な情報開示を適時・適切に行います。
8. 特定の者に対する不当な利益・便宜の供与は行いません。
9. 公正な取引を旨とし、契約に基づく誠実な取引を行います。
10. 反社会的勢力には屈せず、毅然とした態度で臨みます。
11. 挨拶を励行し、明るく活気のある職場をつくります。
12. 2S（整理・整頓）を推進し、安全で快適な職場をつくります。

2) コーポレート・ガバナンス体制と企業価値向上へ向けた取り組みの状況

当社は、監査役会設置会社の形態を選択するとともに、取締役会による経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、迅速な意思決定をはかるため、執行役員制度を導入しております。また当社の取締役会は、取締役9名のうち社外取締役を2名、監査役会は監査役4名のうち社外監査役を2名としており、意思決定における客観性を高めるとともに、監査役会による経営者に対する監督機能の強化をはかっております。

また、当社は社外の有識者によるアドバイザリーボード「経営懇談会」を定期的に開催し、コーポレート・ガバナンスの強化及びコンプライアンス確保について客観的な評価・助言を得ております。内部監査を担当する監査部は、当社におけるコンプライアンスの確保、内部統制の状況に関するモニタリングを行い、取締役会及び監査役会に報告するとともに改善指導を行っております。食品企業にとって最も重要な食の安全・安心の確保については品質保証委員会を設置し、当社及び当社グループ全体を対象として、品質保証体制の構築と改善・指導にあたっております。これらの取り組みを通じて、当社は企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益の確保・向上をはかっております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。また、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性を担保するため、社外取締役及び社外監査役で構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、原則として対抗措置を講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守している場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、例外的に、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性を十分検討した上で、また、必要に応じて株主総会を開催し、株主の皆様のご承認を得た上で、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

本プランの有効期間は3年間（平成28年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで）としております。ただし、本プランは、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、上記内容の詳細につきましては、当社のホームページからご覧いただくことができます。

(<http://www.kamedaseika.co.jp/>)

4. 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会での株主の皆様のご承認により発効することとしていることから、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、721百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,251,000
計	59,251,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,318,650	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	22,318,650	同左		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日		22,318		1,946,132		486,533

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,231,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,062,500	210,625	
単元未満株式	普通株式 24,550		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,318,650		
総株主の議決権		210,625	

(注) 上記「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社所有の自己保有株式50株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
亀田製菓株式会社	新潟県新潟市江南区亀田 工業団地3丁目1番1号	1,231,600		1,231,600	5.51
計		1,231,600		1,231,600	5.51

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の当社所有の自己株式は、1,231,860株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.51%）であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,583,013	3,539,623
受取手形及び売掛金	12,035,804	13,289,009
商品及び製品	1,744,908	1,967,492
仕掛品	669,639	662,884
原材料及び貯蔵品	1,939,207	2,081,068
その他	1,048,809	1,255,690
貸倒引当金	11,883	13,616
流動資産合計	23,009,498	22,782,152
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,583,719	9,294,763
機械装置及び運搬具(純額)	9,016,458	8,603,985
その他(純額)	8,140,748	10,154,702
有形固定資産合計	25,740,925	28,053,451
無形固定資産		
のれん	2,304,966	2,384,153
顧客関係資産	2,357,481	2,394,285
商標資産	1,817,802	1,817,115
技術資産	980,215	973,279
その他	636,265	689,424
無形固定資産合計	8,096,730	8,258,258
投資その他の資産		
その他	7,874,013	8,763,008
貸倒引当金	56,903	55,749
投資その他の資産合計	7,817,110	8,707,259
固定資産合計	41,654,767	45,018,969
資産合計	64,664,265	67,801,121

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,225,826	4,559,107
電子記録債務	-	2,958,172
短期借入金	3,757,047	4,209,545
未払法人税等	630,385	153,640
引当金	1,441,711	1,080,048
資産除去債務	73,543	79,457
その他	5,931,638	7,378,195
流動負債合計	18,060,153	20,418,165
固定負債		
長期借入金	3,845,660	2,713,520
退職給付引当金	5,818,192	5,315,571
資産除去債務	79,192	124,009
その他	2,532,536	2,742,341
固定負債合計	12,275,581	10,895,442
負債合計	30,335,734	31,313,608
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,946,132	1,946,132
資本剰余金	486,533	486,533
利益剰余金	32,726,958	33,889,144
自己株式	1,885,304	1,887,088
株主資本合計	33,274,319	34,434,722
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	213,995	526,398
繰延ヘッジ損益	1,666	11,696
為替換算調整勘定	71,144	971,752
その他の包括利益累計額合計	283,474	1,509,846
少数株主持分	770,737	542,944
純資産合計	34,328,531	36,487,513
負債純資産合計	64,664,265	67,801,121

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	59,665,655	68,712,161
売上原価	35,283,604	40,445,618
売上総利益	24,382,050	28,266,542
販売費及び一般管理費	22,472,563	26,783,711
営業利益	1,909,487	1,482,831
営業外収益		
受取利息	12,661	10,352
受取配当金	77,165	48,222
持分法による投資利益	505,775	752,902
その他	93,976	242,863
営業外収益合計	689,579	1,054,340
営業外費用		
支払利息	33,350	52,933
為替差損	28,098	-
その他	64,736	44,072
営業外費用合計	126,186	97,006
経常利益	2,472,880	2,440,165
特別利益		
段階取得に係る差益	169,627	-
投資有価証券売却益	-	348,595
特別利益合計	169,627	348,595
特別損失		
固定資産処分損	92,492	276,819
特別損失合計	92,492	276,819
税金等調整前四半期純利益	2,550,015	2,511,940
法人税、住民税及び事業税	429,912	613,890
法人税等調整額	336,621	236,509
法人税等合計	766,534	850,399
少数株主損益調整前四半期純利益	1,783,480	1,661,541
少数株主利益又は少数株主損失()	8,733	27,825
四半期純利益	1,774,746	1,689,367

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,783,480	1,661,541
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	52,880	312,555
繰延ヘッジ損益	11,106	13,362
為替換算調整勘定	34,219	637,245
持分法適用会社に対する持分相当額	87,857	314,959
その他の包括利益合計	186,064	1,278,122
四半期包括利益	1,969,545	2,939,663
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,949,724	2,915,739
少数株主に係る四半期包括利益	19,820	23,924

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、THIEN HA KAMEDA, JSC.を設立したため、持分法適用関連会社を含めております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	2,537,392千円	3,053,419千円
のれんの償却額	4,533	157,851

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	274,144	利益剰余金	13	平成24年3月31日	平成24年6月25日
平成24年10月25日 取締役会	普通株式	231,967	利益剰余金	11	平成24年9月30日	平成24年12月4日

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	274,136	利益剰余金	13	平成25年3月31日	平成25年6月24日
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	253,044	利益剰余金	12	平成25年9月30日	平成25年12月4日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

当グループは、菓子の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

当グループは、菓子の製造販売事業とその他の事業を展開しておりますが、菓子の製造販売事業以外のセグメントはいずれも重要性が乏しいことから、菓子の製造販売事業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	84円16銭	80円11銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	1,774,746	1,689,367
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,774,746	1,689,367
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,087	21,087

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

配当金の総額 253,044千円

1株当たりの金額 12円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月4日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月10日

亀田製菓株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている亀田製菓株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、亀田製菓株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。